

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市は、これまで文化財保護法、山口県文化財保護条例、岩国市文化財保護条例に基づく指定や登録等を行い、市内に点在する歴史的建造物の保存活用に取り組んできました。

一方、市内には指定等文化財以外にも、数多くの歴史的建造物が存在しており、これらの建造物についても適切な保存活用が求められています。

そこで、本市の歴史的風致を形成する建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物については、歴史まちづくり法第12条第1項の規定による「歴史的風致形成建造物」に指定します。これにより、指定等文化財以外の歴史的建造物を含めた、より一層の保存活用を推進します。

2. 歴史的風致形成建造物の指定対象及び基準

歴史的風致形成建造物の指定については、建造物の所有者及び管理者との協議の上、同意が得られたもの（ただし、民間が所有する物件にあつては当該建造物の所有者が、今後、適切な維持管理する意向をもっていることを確認する）を前提とします。その上で歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもので、次に示す「指定対象」及び「指定基準」を満たす建造物を指定します。また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を検討します。

【指定対象】

歴史的風致形成建造物の指定対象は、重点区域内に所在し、重要文化財である建造物等を除き、以下のいずれかに該当する建造物で、築50年以上の歴史を有するものとします。

- ①山口県文化財保護条例に基づく県指定文化財
- ②岩国市文化財保護条例に基づく市指定文化財
- ③文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ④文化財保護法に基づく重要文化的景観の重要な構成要素
- ⑤景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物
- ⑥その他、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認めるもの

【指定基準】

歴史的風致形成建造物の指定基準は、以下のいずれかに該当する建造物とします。

- ①建造物の形態、意匠または、技術上の創意工夫が優れているもの
- ②歴史性、希少性、地域独自性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められるもの

3. 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりです。

表7-1 歴史的風致形成建造物の候補

番号	名称	所在地	写真	指定等の区分	所有者	築年
1	岩国高校記念館	横山2丁目		構成要素 景観重要	岩国市	大正5年 (1916)
2	香川家長屋門	横山2丁目		県指文化財 構成要素 景観重要	岩国市	17世紀末
3	旧吉川家岩国事務所	横山2丁目		県指文化財 構成要素 景観重要	岩国市	昭和6年 (1931)
4	岩国徴古館及び収蔵庫	横山2丁目		登録文化財 構成要素 景観重要	岩国市	昭和20年 (1945)
5	観光交流所本家松がね (國安家住宅)	岩国1丁目		登録文化財 構成要素 景観重要	岩国市	嘉永3年 (1850) 又はそれ以前
6	旧吉川邸廐門	横山2丁目		登録文化財	岩国市	明治25年 (1892) 頃
7	錦雲閣	横山2丁目		登録文化財 構成要素 景観重要	岩国市	明治18年 (1885)
8	岩国城	横山3丁目		景観重要	岩国市	昭和37年 (1962)

番号	名称	所在地	写真	指定等の区分	所有者	築年
9	岩国城ロープウエー	横山2丁目		—	岩国市	昭和38年 (1963)
10	岩国学校教育資料館 (岩国学校校舎)	岩国3丁目		県指文化財	岩国市	明治3年 (1870)
11	岩国練武場	岩国3丁目		登録文化財	岩国市	昭和2年 (1926)
12	JR西岩国駅駅舎	錦見6丁目		登録文化財	岩国市	昭和4年 (1929)
13	旧佐伯家住宅及び門塀	岩国1丁目		景観重要	岩国市	天保11年 (1840)
14	能舞台	横山2丁目		構成要素 景観重要	岩国市	明治22年 (1889)

<指定等の区分の凡例>

県指文化財 : 県指定有形文化財
 登録文化財 : 登録有形文化財
 構成要素 : 重要文化的景観の重要な構成要素
 景観重要 : 景観重要建造物

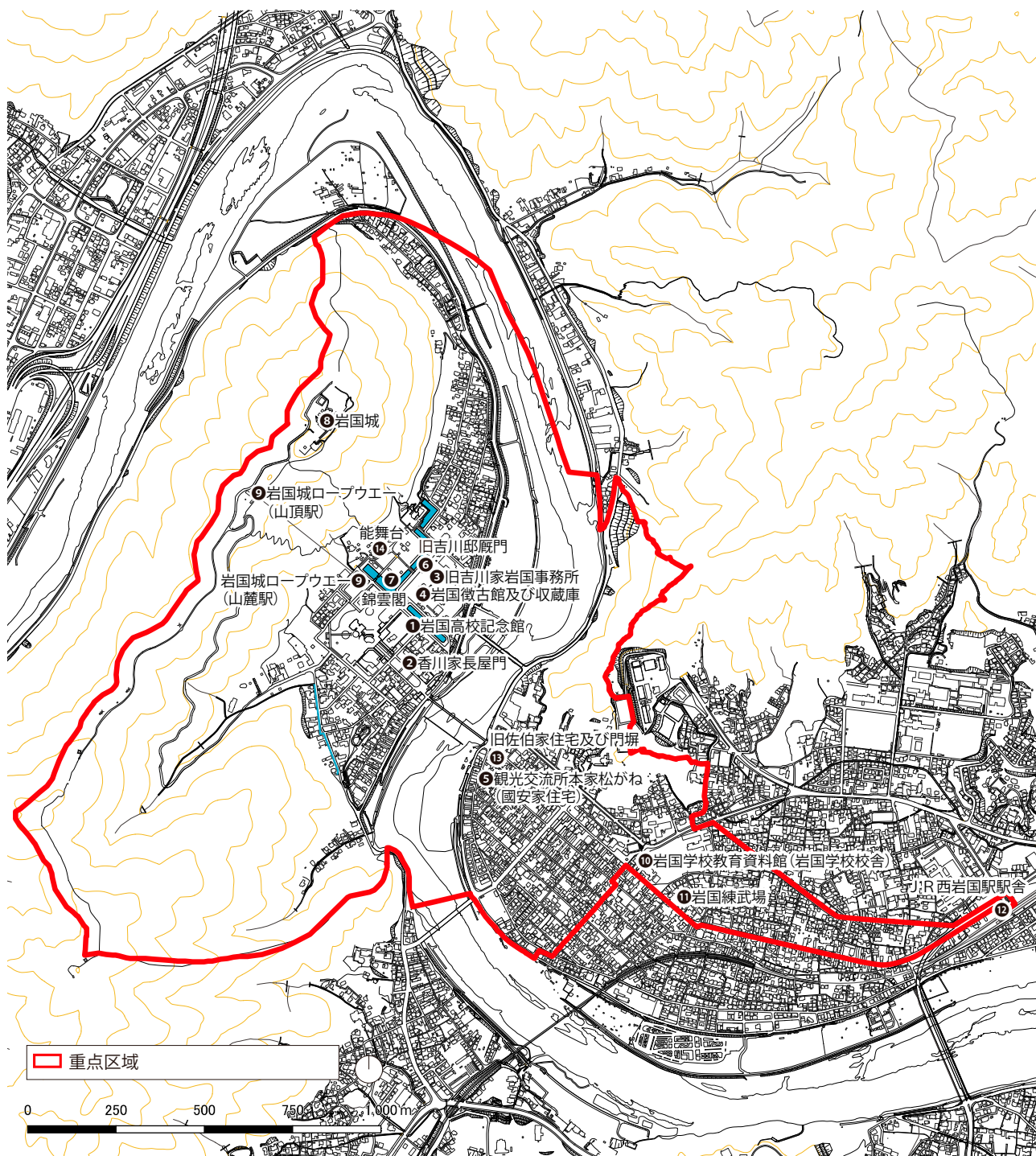


図7-1 歴史的風致形成建造物の候補の位置図